

令和 7 年 度 に お け る 主 要 な
施 策 の 成 果 に 関 す る 調 書
(そ の 2)

八 代 市

令和7年度 主要施策一覧

会計名称	款	項	目	豪雨	事業名	担当課	頁
国民健康保険特別会計	02	01	01		国民健康保険保険給付費事業	国保ねんきん課	159
	03	01	01		医療給付費分納付金事業	国保ねんきん課	159
	05	01	01		医療費適正化推進事業	国保ねんきん課	160
	05	01	01		国保保健指導事業	国保ねんきん課	160
	05	01	01		疾病予防事業	国保ねんきん課	161
	05	02	01		特定健診事業	健康推進課	161
	05	02	01		特定保健指導事業	健康推進課	162
後期高齢者医療特別会計	02	01	01		被保険者保険料納付金事業	国保ねんきん課	164
	03	01	01		健康保持増進事業	国保ねんきん課	164
介護保険特別会計	01	03	01		介護保険認定事業	介護保険課	167
	02	01	01		介護保険給付費事業	介護保険課	167
	02	01	02		介護保険予防給付費事業	介護保険課	168
	03	01	01		介護予防・生活支援サービス費事業	高齢者支援課	168
	03	02	01		地域包括支援センター運営委託事業	高齢者支援課	169
	03	02	02		生活支援事業	高齢者支援課	169
ケーブルテレビ事業特別会計	01	01	02		ケーブルテレビ維持管理事業	デジタル推進課	171
	01	01	03		ケーブルテレビ施設整備事業(豪雨災害)	デジタル推進課	171
診療所特別会計	01	01	01		診療所一般管理事業	健康福祉政策課	173
	01	01	02		診療所医療事業	健康福祉政策課	173
久連子財産区特別会計	01	01	01		久連子財産区一般管理事業	水産林務課	175
椎原財産区特別会計	01	01	01		椎原財産区一般管理事業	水産林務課	177

特 別 会 計

国民健康保険

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
1. 国民健康保険税	2,763,317	3,178,231	1. 総 務 費	199,710	193,292
2. 使用料及び手数料	2,000	2,024	(1) 一般管理費	194,254	188,099
3. 県 支 出 金	11,736,010	11,180,214	(2) 連合会負担金	5,046	5,020
(1) 普 通 交 付 金	11,358,289	10,899,117	(3) 運営協議会費	410	173
(2) 保険者努力 支援分	63,869	62,981	2. 保 険 給 付 費	11,430,598	11,004,056
(3) 特別調整交付金分 (市町村向け)	179,121	128,626	(1) 療養諸費	9,683,082	9,406,905
(4) 県繰入金 (2号分)	101,769	59,116	(2) 高額療養費	1,705,059	1,564,646
(5) 特定健診等 負担金	32,962	30,374	(3) 移送費	1,000	303
4. 繰 入 金	1,413,110	1,366,587	(4) 出産育児諸費	37,516	29,002
5. 財 産 収 入	714	717	(5) 葬祭諸費	3,940	3,200
6. 繰 越 金	7,037	658,494	(6) 傷病手当諸費	1	0
7. 諸 収 入	24,277	61,409	3. 国民健康保険事業費 納 付 金	4,140,499	4,140,497
(1) 延 滞 金	10,001	13,596	(1) 医療給付費分	2,951,057	2,951,056
(2) 上 記 以 外	14,276	47,813	(2) 後期高齢者支援 金等分	900,504	900,504
8. 国 庫 支 出 金	10,549	11,426	(3) 介護納付金分	288,938	288,937
(1) 子ども・子育て支援 事業費補助金	10,549	11,330	4. 共 同 事 業 拠 出 金	803	803
(2) 社会保障・税番号制度 システム整備費等補助金	0	96	5. 保 健 事 業 費	154,103	127,071
			(1) 保健事業費	64,330	56,450
			(2) 特定健診	89,773	70,621
			6. 基 金 積 立 金	718	717
			7. 諸 支 出 金	20,587	15,131
			8. 予 備 費	9,996	0
合 計	15,957,014	(A) 16,459,102	合 計	15,957,014	(B) 15,481,567
歳 入 歳 出 差 引 額			(A) - (B) = 977,535 千円		
翌年度へ繰り越すべき財源			0 千円		
実 質 収 支 額			977,535 千円		

療 養 諸 費 内 訳		件 数	費 用 額	療 養 諸 費 内 訳		件 数	費 用 額
療 養 給 付 費	入 院	9,169	5,562,527	療 診 療 費	615	8,725	
	入 院 外	254,060	3,749,830	そ の 他	9,300	69,035	
	歯 科	53,203	727,721	養 費 等			
	調 剤	188,006	2,101,837				
	食事療養・生活療養	(8,886)	328,586				
	訪 問 看 護	2,200	179,697	計	9,915	77,760	
	計	506,638	12,650,198	療 養 諸 費 合 計	516,553	12,727,958	

被保険者1人当たり療養諸費費用額

$$\frac{\text{療 養 諸 費 } 12,727,958 \text{ 千円}}{\text{被 保 険 者 数 } 26,855 \text{ 人}} = 473,951 \text{ 円}$$

受診率

$$\frac{\text{療 養 給 付 費 件 数 } 506,638 \text{ 件}}{\text{被 保 険 者 数 } 26,855 \text{ 人}} \times 100 = 1886.57\%$$

1 世 帯 当 た り 保 険 税 （ 現 年 度 調 定 ） 179,807 円

1 人 当 た り 保 険 税 （ 現 年 度 調 定 ） 120,672 円

給付率

$$\frac{\text{療 養 諸 費 保 険 者 負 担 金 } 9,338,223 \text{ 千円}}{\text{療 養 諸 費 費 用 額 } 12,727,958 \text{ 千円}} \times 100 = 73.37\%$$

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	413115
		会計区分	国民健康保険特別会計
		款項目コード	02 - 01 - 01
		担当課名	国保ねんきん課

事業名	国民健康保険保険給付費事業	業種	企業	分野	健康保険
				受益者	その他
				実施地域	市内全域
事業の概要	国民健康保険の被保険者が医療機関窓口で資格確認書等を提示して、自己負担割合で医療サービスを受けた場合に、自己負担割合を除く医療費について、国保連合会の請求に基づき支払う。				

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
11,430,597	11,004,056	10,899,117	0	0	104,939	0	426,541
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
療養給付費（一般）		9,324,747		○県支出金			
療養費（一般）		56,643		普通交付金		10,899,117	
審査支払手数料		25,515					
高額療養費（一般）		1,563,996					
高額介護合算療養費（一般）		650					
移送費		303					
出産育児一時金		28,991					
出産育児一時金支払手数料		11					
葬祭費		3,200					
事業に関する内部評価							
事業の必要性	10点	市民満足度	5点	他自治体との比較		5点	
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・国民健康保険被保険者が安心して医療を受けられるよう、医療等に係る経済的負担の軽減を図るものであることから、事業の必要性については、10点とした。市民満足度、他自治体との比較は、概ね法定給付の事業であるため5点とした。 ・被保険者数(年度平均)は、少子化及び75歳以上の高齢者の後期高齢者医療制度への移行、社会保険の適用拡大などにより減少傾向にある。（令和5年度：29,442人、令和6年度：28,106人、令和7年度：26,855人） 一方、一人当たりの医療費は、令和6年度は横ばいだったが、令和7年度は増加している。（令和5年度：456,245円、令和6年度：458,865円、令和7年度：473,951円）これは、少子化や社会保険の適用拡大などにより、一人当たり医療費が比較的少ない世代の被保険者が減少したことによるものである。 今後も引き続き生活習慣病の発症及び重症化予防、疾病予防や健康づくりなどの保健事業並びに医療費適正化事業に重点を置き取り組むとともに、適正な保険給付に努める。						

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	413143
		会計区分	国民健康保険特別会計
		款項目コード	03 - 01 - 01
		担当課名	国保ねんきん課

事業名	医療給付費分納付金事業	業種	企業	分野	健康保険
				受益者	その他
				実施地域	市内全域
事業の概要	県が決定した一般被保険者の医療給付費分に係る国民健康保険事業費納付金を納付する。 平成30年度から、国保運営において、県が財政運営の主体となり、県全体の医療給付費の見込みを立てた上で、公費等で賄われる部分を除いた額を、国民健康保険事業費納付金として、市町村ごとの年齢調整後の医療費水準と所得水準を考慮して決定する。市町村は、県が国保事業費納付金と同時に示す納付金を納めるために必要な標準保険料率を参考に、保険料（税）率を定め、賦課・徴収し、県に国民健康保険事業費納付金を納付する。				

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
4,140,499	4,140,498	225,076	0	0	3,915,422	0	1
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
医療給付費分納付金（一般）		2,951,057		○県支出金			
後期高齢者支援金等分納付金（一般）		900,504		特別交付金（保険者努力支援分）		49,277	
介護納付金分納付金		288,937		特別交付金（特別調整交付金分）		122,988	
				特別交付金（県繰入金）		52,811	
事業に関する内部評価							
事業の必要性	10点	市民満足度		5点	他自治体との比較		5点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・事業の必要性について、本事業は、県が財政運営の主体となり、県全体の医療費の見込みを立てた上で、市町村ごとに納付額を決定。国保運営上必ず行わなければならない事業であることから10点とした。市民満足度の評価及び他自治体と比較した評価については、評価ができないことから5点とした。 ・決算額は、令和4年度：4,399,915千円、令和5年度：4,598,472千円、令和6年度：4,533,150千円、令和7年度：4,140,498千円と推移。令和5年度増加に転じて以降、毎年度減額になっている。 ・納付額算定要因である熊本県全体の医療費は、被保険者数の減少や令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症流行による受診控えにより一時減少傾向にあったが、5類移行後は受診も元に戻り、また一人当たり医療費も年々増加傾向にあることから、この伸びを抑制することが必要となる。県全体の医療費がこの納付金額に影響することから、今後も医療費適正化事業、保健事業を推進し、被保険者の健康寿命の延伸を図るとともに、医療費の適正化に努めていく。 ・また、歳入においては、保険者努力支援制度を見直す動きがあり、歳入の確保が懸念されるが、引き続き、国・県からの財政支援確保に努めていく。						

事業年度	令和7年度	事業 ID	413131
------	-------	-------	--------

会 計 区 分	国民健康保険特別会計
款項目コード	05 - 01 - 01
担 当 課 名	国保ねんきん課

事業名	医療費適正化推進事業	薬用	企業	分野		健康保険
				受益者	その他	
				実施地域	市内全域	
事業の概要	増大する医療費を抑制するため、特定健診の受診率向上と糖尿病性腎症重症化予防の取組を行い、国保財政の安定化を目指す。また、医療機関等から提出される診療報酬明細書（レセプト）の点検業務の実施及び先発医薬品（新薬）と同じ成分・効能で低価格な後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進により医療費の適正化を図る。					

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
23,179	21,773	14,296	0	0	7,477	0	1,406

[illegible]

事業に関する内部評価				
事業の必要性	8点	市民満足度	5点	他自治体との比較 5点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)		
内部評価の理由、改善改善の取り組み等	・特定健診の受診率の向上や保健指導の実施等により、医療費の適正化を図るものであるため、事業の必要性は8点とした。市民満足度については、事業の性質上、効果がすぐに表れるものではないため、市民満足度は5点とした。事業内容として、他自治体と大きく変わるものではないため、他自治体との比較は5点とした。 ・特定健診の受診率は、令和5年度33.1%、令和6年度33.1%、令和7年度33.0%（令和8年7月24日時点速報値）とわずかに低下する見込みである。今後も、特定健診の受診率の向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の保健指導を医療機関との連携により実施し、医療費の適正化を図る。 レセプト点検においては、レセプト点検実施計画書を策定し、効率率的で確かなレセプト点検を実施する。ジェネリック医薬品の使用割合については、国の目標値：80.0%に対し、八代市は、89.1%（令和7年度末）を達成しており、今後も引き続き普及促進のための周知、啓発を実施し、医療費の適正化を図る。			

事業年度	令和7年度	事業 ID	413132
------	-------	-------	--------

会 計 区 分	国民健康保険特別会計
款項目コード	05 - 01 - 01
担 当 課 名	国保ねんきん課

事業名	国保保健指導事業	薬用	企業	分野	健康保険
				受益者	その他
				実施地域	市内全域
事業の概要	療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導等を行うとともに自主的な健康づくりを支援するため、次の者に対する戸別訪問等を実施する。				
	・重複受診者 … 1か月間に4か所以上の異なる医療機関、または同じ診療科を2か所以上受診している者 ・頻回受診者 … 1か月間に同じ医療機関を15回以上受診している者 ・重複服薬者 … 2か月間同じ作用の薬を2種類以上処方されている者 ・多剤投与者 … 2か月間で複数の医療機関で薬剤処方が12種類以上ある者 ・柔軟頻回受診者 … 1か月間に医療保険適応の施術を15回以上受けている者				

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への 繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
3,775	3,625	3,624	0	0	1	0	150

[illegible]

事業に関する内部評価					
事業の必要性	8点	市民満足度	7点	他自治体との比較	7点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・適正受診等に関する指導等を行うとともに、自主的な健康づくりを支援するため戸別訪問等を実施するものであり、事業の必要性は8点とした。県内他市町村では実施されていない薬剤師同行の訪問事業を実施し、改善が見られた結果があったため、市民満足度は7点、他自治体との比較は7点とした。				
	・国県が重点的に推進している重複服薬者、多剤投与者への訪問指導を重点的に取り組んでいる。戸別訪問者数は、令和5年度：110件、令和6年度：98件、令和7年度：104件と横ばいにあるものの、指導においては、ポリファーマシー（※）の観点での指導やお薬手帳を活用した薬局との連携など新たな取組を行い、重複処方の薬について医師に相談し処方調整してもらうなど、一定の効果が得られている。今後も引き続き、効果の高い指導を行っていく。 ※ポリファーマシーは、多くの薬を服用することにより副作用などの有害事象のリスクの増加、服用誤飲等につながる状態のこと。				

事業年度	令和7年度	事業ID	413133
------	-------	------	--------

会 計 区 分	国民健康保険特別会計
款項目コード	05 - 01 - 01
担 当 課 名	国保ねんきん課

事業名	疾病予防事業	薬劑	企業	分野		健康保険
				受益者	その他	
				実施地域	市内全域	
事業の概要	人間・脳ドックに対する助成事業及び人間ドック情報提供事業により国民健康保険被保険者の疾病の予防を図るとともに、はりきゅう施術の助成事業により健康の保持増進に資する事業を行う。また、医療費通知により適正受診に対する意識を高めることで、医療費の適正化を図る。					

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
37,376	31,051	2,575	0	0	28,476	0	6,325

[illegible]

事業に関する内部評価					
事業の必要性	8点	市民満足度	7点	他自治体との比較	5点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)			
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・国民健康保険被保険者の疾病の予防と健康の保持増進を図るものであるとともに、適正受診に対する意識を高めることで医療費の適正を図るものことから事業の必要性は8点とした。人間ドック・脳ドック助成金や、はり・きゅうマッサージ等助成金については、毎年継続的に利用されている方も多いため、市民満足度は7点とし、他自治体との比較については、独自事業で実施方法が各自自治体で様々であるが平均的な内容であるため5点とした。 ・はり・きゅう等施術利用助成件数は、令和5年度：6,313件、令和6年度：5,562件、令和7年度：5,036件と減少しているが、症状緩和や健康の保持が期待できることから、今後も引き続き実施していく。 また、人間ドック・脳ドックの申込者数は、令和5年度：523件、令和6年度：753件、令和7年度：657件と、大幅に減少した。これは、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、令和6年度に急増した申込者数が、令和7年度に例年並みに戻ったものであり、引き続き受診者増に向けた取り組みを始めていく。 今後もより効果的に事業を行い、疾病の早期発見・早期治療に結びつけていく。				

事業年度	令和7年度	事業 ID	413101
------	-------	-------	--------

会 計 区 分	国民健康保険特別会計
款項目コード	05 - 02 - 01
担 当 課 名	健康推進課

事業名	特定健診事業	案内	企業	分野	健康保険
				受益者	その他
				実施地域	市内全域
事業の概要	心筋梗塞や脳血管疾患などのリスクとなるメタボリックシンドローム該当者及び予備群を的確に抽出するため、本市国民健康保険加入者の40歳～74歳を対象に特定健診を実施する。さらに、本市の健康課題である糖尿病性腎症による人工透析・虚血性心疾患・脳血管疾患の重症化予防のための保健指導を効率的に実施するため、腎機能検査・心電図検査・眼底検査等、必要な検査項目を全員に追加して実施する。 ・複合健診・巡回健診・医療機関健診での特定健診の実施および個人ドック・個人ドック情報提供等を含めたデータ管理 ・40歳及び50歳の者に対して個人負担金を無料とし、更に健診未申込者には複合健診の受診券を送付 ・県広域化による「特定健診同等検査情報提供事業」を医療機関と連携し実施				

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
76,005	58,740	25,943	0	0	32,797	0	17,265

[illegible]

事業に関する内部評価					
事業の必要性	7点	市民満足度	7点	他自治体との比較	5点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施（規模縮小） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）			
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・事業の必要性：効果は高いものの、受診率向上に向け改善の余地があることから事業の必要性を7点、市民満足度も7点としている。 ・他自治体との比較については、県内の各市町村でも同様の事業が実施されていることから、基準点である5点としている。 ・特定健診の受診率は、令和5年度33.1%、令和6年度33.1%、令和7年度33.0%（令和8年7月24日時点速報値）と横ばいからわずかに低下する見込みである。 ・本市では、糖尿病性腎症による人工透析、虚血性心疾患、脳血管疾患の重症化が主要な健康課題であり、特定健診はその早期発見・予防に不可欠である。本事業では、腎機能検査・心電図・眼底検査など重症化予防に直結する検査項目を全対象者に追加しており、医療機関から一定の評価を得ている一方、受診勧奨が郵送中心で費用対効果に課題があるほか、デジタル申込の利用率が十分に伸びていないなど、事務運営面の改善余地が残る。				

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	413102
------	-------	------	--------

会 計 区 分	国民健康保険特別会計
款項目コード	05 - 02 - 01
担 当 課 名	健康推進課

事業名	特定保健指導事業	薬師	企業	分野	健康保険
				受益者	その他
				実施地域	市内全域
事業の概要	特定保健指導により生活習慣病の発症リスクの高い者に対して、早期に生活習慣の改善の保健指導の介入を行い、動脈硬化の原因となる高血糖・高血圧・脂質異常の改善を行い、虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病性腎症による人工透析等の疾病の発症及び重症化を予防する。健診結果・問診項目から対象者をレベル（階層化）動機づけ支援・積極的支援）分けし、レベルに応じた特定保健指導を実施する。保健指導では、健診結果から自分の体の状態知り、生活を振り返り生活習慣改善の行動目標を設定するとともに、生活習慣病の発症及び重症化予防の継続した支援を行う。 ・国のプログラム、手引き等に基づき特定保健指導を実施 ・様々な媒体を活用し、メタボリックシンドロームや糖尿病等の健康情報を市民へ提供				

(単位 千円)

[illegible]

後期高齢者医療

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
1. 後期高齢者医療保険料	1,712,350	1,690,049	1. 総 務 費	83,086	78,659
(1) 特別徴収	1,085,873	1,059,126	(1) 一般管理費	67,868	64,199
(2) 普通徴収	626,477	630,923	(2) 徴収費	15,218	14,460
2. 使用料及び手数料	243	255	2. 後期高齢者医療広域連合納付金	2,397,862	2,327,565
3. 繰 入 金	771,594	721,831	(1) 被保険者保険料納付金	1,712,351	1,685,305
(1) 事務費繰入金	86,083	79,571	(2) 保険基盤安定分担金	685,511	642,260
(2) 保険基盤安定繰入金	685,511	642,260	3. 保健事業費	8,408	6,353
4. 繰 越 金	1,000	46,984	4. 諸支出金	3,981	1,272
5. 諸 収 入	3,983	1,533	(1) 保険料還付金	3,947	1,270
(1) 延滞金及び過料	1	245	(2) 還付加算金	34	2
(2) 償還金及び還付加算金	3,981	1,270	5. 予備費	1,000	0
(3) 預金利子	1	4			
(4) 雑入	0	14			
6. 国庫補助金	5,167	5,170			
合 計	2,494,337	(A) 2,465,822	合 計	2,494,337	(B) 2,413,849
(A) - (B) =			51,973 千円		
翌年度へ繰り越すべき財源			0 千円		
実質収支額			51,973 千円		

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	613103
		会計区分	後期高齢者医療特別会計
		款項目コード	02 - 01 - 01
		担当課名	国保ねんきん課

事業名	被保険者保険料納付金事業	豪雨	企業	分野	健康保険
				受益者	高齢者
				実施地域	市内全域
事業の概要	後期高齢者医療制度の被保険者から徴収した保険料を関係法令に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付するもの。				

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入	繰越額	
1,712,351	1,685,305	0	0	0	1,685,305	0	27,046
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
被保険者保険料納付金事業							
特別徴収分				1,057,830			
普通徴収分				574,783			
過年度分				5,508			
延滞金				200			
R6年度出納整理期間収納分				46,984			
事業に関する内部評価							
事業の必要性	10点	市民満足度	8点	他自治体との比較	5点		
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・事業の必要性は、徴収した後期高齢者医療保険料を熊本県後期高齢者医療広域連合に報告し、納付するなど、必ず行わなければならない事業であるため10点とした。 ・市民満足度は被保険者からの保険料が後期高齢者医療制度の運営の根幹であるため8点とした。 ・他自治体との比較は、熊本県後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を果たし、県内市町村と連携しながら運営しているため5点とした。 ・過去3年間の納付金額は、被保険者数の増加や保険料を決める基準（保険料率）の見直しにより、令和5年度：1,409,943千円、令和6年度：1,566,254千円、令和7年度：1,685,305千円と増加している。関係法令に基づく義務的な事業のため、現行どおり実施する。						

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	613105
		会計区分	後期高齢者医療特別会計
		款項目コード	03 - 01 - 01
		担当課名	国保ねんきん課

事業名	健康保持増進事業	豪雨	企業	分野	健康保険
				受益者	高齢者
				実施地域	市内全域
事業の概要	高齢者はり・きゅう等施設利用券の交付、助成金の申請受付及び支給を行う。 本市に住所を有する75歳以上の人及び障害認定を受けた65歳以上75歳未満の後期高齢者医療の被保険者に対し、申請により「高齢者はり・きゅう等施設利用券」を交付し、指定施術機関における、はり・きゅう等の施術に対し、年15回を上限として1人1回当たり1千円を助成する。				

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入	繰越額	
8,408	6,353	0	0	0	6,353	0	2,055
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
はり・きゅう等施設利用助成金							
交付人数 984人 (6,345件)							
助成金			6,345				
需用費等			8				
事業に関する内部評価							
事業の必要性	8点	市民満足度	7点	他自治体との比較	5点		
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・事業の必要性は、後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図るものであることから8点とした。 ・市民満足度は、はり・きゅうマッサージ等助成金については、毎年継続的に利用されている方も多いため7点とした。 ・他自治体との比較は、独自事業で実施方法が各自治体で様々であるが平均的な内容のため5点とした。 ・はり・きゅう等施術料助成件数は令和5年度：6,911件、令和6年度：6,783件、令和7年度：6,345件と推移している。症状緩和や健康の保持が期待できることから、今後も引き続き実施していく。						

介護保険

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
1. 保 険 料	2,732,833	2,728,495	1. 総 務 費	421,744	399,612
2. 分担金及び負担金	317	146	(1) 一般管理費	250,688	246,561
3. 使用料及び手数料	600	409	(2) 賦課徴収費	11,530	9,628
4. 支払基金交付金	4,054,383	4,028,016	(3) 介護認定審査会費	21,911	17,318
5. 国庫支出金	3,990,318	3,955,037	(4) 認定調査費	137,615	126,105
(1) 介護給付費負担金	2,695,688	2,641,896	2. 保 険 給 付 費	14,736,796	14,699,979
(2) 調整交付金	1,118,722	1,137,625	(1) 介護サービス給付費	13,521,830	13,494,401
(3) 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	59,956	59,932	(2) 介護予防サービス給付費	347,366	347,364
(4) 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	86,907	86,539	(3) 高額介護サービス費	389,379	389,114
(5) 保険者機能強化推進交付金	10,005	10,005	(4) 高額介護予防サービス費	244	243
(6) 介護保険保険者努力支援交付金	18,016	18,016	(5) 高額医療合算介護サービス費	45,800	43,581
(7) 介護保険特別補助金	1,024	1,024	(6) 高額医療合算介護予防サービス費	237	237
6. 県 支 出 金	2,168,083	2,166,610	(7) 審査支払手数料	13,200	12,754
(1) 介護給付費負担金	2,087,158	2,086,951	(8) 特定入所者介護サービス費	410,000	404,423
(2) 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	37,472	37,458	(9) 特定入所者介護予防サービス費	400	377
(3) 地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	43,453	42,201	(10) 介護用品購入費支給事業	8,340	7,485
7. 財 産 収 入	2,000	1,818	3. 地 域 支 援 事 業 費	525,967	502,170
8. 繰 入 金	2,517,681	2,486,195	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業費	264,119	248,244
9. 繰 越 金	227,662	970,270	(2) 一般介護予防事業費	35,663	33,642
10. 諸 収 入	1,022	1,726	(3) 包括的支援事業費	194,849	191,421
			(4) 任意事業費	31,336	28,863
			4. 基 金 積 立 金	2,000	1,818
			5. 諸 支 出 金	8,392	5,739
合 計	15,694,899	(A) 16,338,722	合 計	15,694,899	(B) 15,609,318
歳入歳出差引額			(A)-(B)= 729,404 千円		
翌年度へ繰り越すべき財源			0 千円		
実質収支額			729,404 千円		

介護保険被保険者数

第一号被保険者数 (65歳以上75歳未満) (75歳以上)	42,069人 (17,506人) (24,563人)
第二号被保険者数	36,294人
計	78,363人

(令和8年3月31日現在：年報報告値)

要介護・要支援認定状況

要支援1	727人
要支援2	1,478人
要介護1	1,344人
要介護2	1,543人
要介護3	1,298人
要介護4	1,312人
要介護5	756人
計	8,458人

(令和8年3月31日現在)

居宅介護（介護予防）サービス受給者数及び給付費

受給者数（年間）	延58,513人
給付費（年間）	6,074,108千円
一人当たり平均給付費	103,808円

<月平均 4,876人>

<月平均 506,176千円>

地域密着型（介護予防）サービス受給者数及び給付費

受給者数（年間）	延16,976人
給付費（年間）	2,818,650千円
一人当たり平均給付費	166,037円

<月平均 1,415人>

<月平均 234,888千円>

施設介護サービス受給者数及び給付費

受給者数（年間）	延14,703人
給付費（年間）	4,248,225千円
一人当たり平均給付費	288,936円

<月平均 1,225人>

<月平均 354,019千円>

特定入所者介護（介護予防）サービス費

件数（年間）	食費 12,530件	
	居住費 12,766件	
給付費（年間）	食費 237,387千円	<月平均 19,782人>
	居住費 167,413千円	<月平均 13,951千円>

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	213421	会 計 区 分		介護保険特別会計	
				款項目コード		01 - 03 - 01	
				担 当 課 名		介護保険課	
事 業 名	介護保険認定事業		業種	企業	分 野		
					医療・介護		
					受 益 者	高齢者	
					実 施 地 域	市内全域	
事業の概要	要介護認定申請者の要介護度を決定するために、訪問調査及び主治医に対して意見書作成依頼を行う。その後、本市が設置する「八代市介護認定審査会」において、要介護度の審査判定を実施し、その認定結果について申請者に通知する。 【令和7年度事業実績】 審査会開催回数：219回、申請件数：8,264件、認定件数：7,751件						

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入	繰越額	
159,526	143,423	0	0	142,792	631	0	16,103
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
介護認定審査会委員報酬				16,220			
会計年度任用職員給与 （介護認定調査員21名、事務補助員2名）				69,050			
会計年度任用職員社会保険料 （介護認定調査員21名、事務補助員2名）				11,600			
主治医意見書作成料（8,028件）				36,869			
介護認定調査業務委託（市外98件）				757			
システム業務委託及びシステム使用料				2,099			
郵便料その他				6,828			
事業に関する内部評価							
事業の必要性	10点	市民満足度	5点	他自治体との比較		7点	
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・介護保険制度は市町村が保険者となって運営しており、介護サービスを受けるためには市町村に設置される介護認定審査会での認定が必要である。生活の支援や介護を必要とする高齢者に対し、円滑に介護サービスを提供するには欠かせないものであることから、事業の必要性は10点とした。 ・要介護認定結果に対する審査請求（不服申立て）は無いが、介護認定申請から認定までの日数短縮を希望する声は多く上がっている。今後、高齢化の進展による申請件数の増加が予想されることから、認定業務のデジタル化や外部委託を検討する等、迅速な処理体制の構築に努めたい。また、申請から認定までの日数は、本市37.6日、熊本県38.8日、全国39.9日となっており、県と全国平均よりも短い日数であることから、市民満足度は5点、他自治体との比較は7点とした。						

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業 ID	213406	会 計 区 分		介護保険特別会計		
				款項目コード		02 - 01 - 01		
				担 当 課 名		介護保険課		
事 業 名	介護保険給付費事業		業種	企業	分 野			医療・介護
					受 益 者			高齢者
					実 施 地 域			市内全域
事業の概要	要介護1～5の認定を受けた介護保険の被保険者が、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス等の居宅サービスや介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）サービスを受けたとき、介護サービス提供事業者に対し、介護報酬基本額から利用者負担額を除いた額を給付する。							

(単位 千円)

[illegible]

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	213410	会 計 区 分		介護保険特別会計	
				款項目コード		02 - 01 - 02	
				担 当 課 名		介護保険課	

事業名	介護保険予防給付費事業	業種	企業	分野	医療・介護
				受益者	高齢者
				実施地域	市内全域
事業の概要	心身の状態改善と悪化予防のため、要支援1～2の認定を受けた介護保険の被保険者が、在宅で介護予防サービス事業者からサービスを受けたとき、介護予防サービス提供事業者に対し、介護報酬基本額から利用者負担額を除いた額を給付する。				

(単位 千円)

[illegible]

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	213426	会 計 区 分		介護保険特別会計	
				款項目コード		03 - 01 - 01	
				担 当 課 名		高齢者支援課	

事 業 名	介護予防・生活支援サービス費事業		業種	企業	分野	高齢者	
					受益者	高齢者	
					実施地域	市内全域	
事業の概要	介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除、洗濯等の生活援助等の必要なサービスを提供する。 〔サービスの種類〕 ・介護予防訪問介護相当サービス（身体介護、生活援助） ・えぶるんケアサービス（生活援助） ・シルバーえぶるんサービス（生活援助） ・口腔機能の向上教室（歯科衛生士による口腔ケア指導）/短期集中 ・スポット訪問リハビリ（リハビリ専門職による訪問指導）/短期集中 【財源内訳】 国25% 県12.5% 市12.5% 1号保険料23% 2号保険料27%						

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用品額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
264,119	248,244	93,085	0	124,131	31,028	0	15,875
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
訪問介護サービス事業				○国庫支出金			
消耗品費				13	地域支援事業交付金（総合事業）（20/100）		49,648
委託料				102	調整交付金（総合事業分）		12,407
口腔機能向上教室委託				○県支出金			
リハビリ専門職による訪問事業				586	地域支援事業交付金（総合事業）（12.5/100）		31,030
負担金 介護予防訪問介護現行相当サービス				5,174			
えぶろんケアサービス				12,235			
補助金 訪問型サービスB事業補助金				1,422			
通所サービス事業							
報償費 等				240			
委託料 元気が出る学校				8,271			
負担金 介護予防通所介護現行相当サービス				10,853			
お達者クラブ				185,752			
補助金 通所型サービスB事業補助金				480			
介護予防支援事業（ケアマネジメント）				22,611			
高額介護予防サービス費相当事業				343			
高額医療合算介護予防サービス費相当事業				162			
事業に関する内部評価							
事業の必要性	7点	市民満足度		5点	他自治体との比較		7点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 4 市による実施（規模縮小）		2 完了（終了） 5 市による実施（現行どおり）		3 民間実施 6 市による実施（規模拡充）	
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・事業の必要性は、要支援者等の心身の機能低下を防ぐ必要があり、介護予防・生活支援サービス事業の実施により、フレイルや要介護状態の初期段階において短期集中的に支援することが可能となる。また、地域の多様な主体の参画により共助での介護予防を促し、利用者のみならず地域が主体となり、自立した生活を送るためには、必要な事業であるため7点とした。 ・市民満足度は、同じ介護認定区分においても、個々の状態・希望に応じて必要なサービスを選択できている一方、サービスによっては利用できる事業所等が限られるために、選択肢が少ないものもあるため、総体的に5点と評価した。 ・他自治体との比較は、従前の介護予防通所・訪問サービスのみの実施が多い他の自治体とくらべ、サービスの種類は多数あり、市民が多様を選ぶこともあり7点と評価した。 ・月平均のサービス利用者数は、介護予防通所介護相当サービスが、令和5年度：35人、令和6年度：35人、令和7年度：29人、お達者クラブが、令和5年度：743人、令和6年度：734人、令和7年度：731人で若干の減少傾向になる。 ・今後は、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されるため、その状態に応じたサービスが選択できるよう「NPOや地域ボランティアなどの多様な主体」によるサービスを充実させるなどの取り組みを行い、要介護状態になることの防止や現状の維持を図る。						

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業 ID	213430	会 計 区 分		介護保険特別会計	
				款項目コード		03 - 02 - 01	
				担 当 課 名		高齢者支援課	
事 業 名	地域包括支援センター運営委託事業	豪雨	企業	分 野		高齢者	
				受 益 者		高齢者	
				実 施 地 域		市内全域	
事業の概要	公募で選考した社会福祉法人等に介護保険法で設置が義務付けられている「地域包括支援センター」の設置と運営業務を委託して以下の業務を行う。①第1号介護予防支援業務 ②総合相談支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的継続的ケアマネジメント業務。また、坂本・泉地区において、山間地域での身近な相談窓口として、「あんしん相談センター」を2カ所委託して設置。 (委託法人内訳)・地域包括支援センター委託法人：社会福祉法人5法人、医療法人1法人 ・あんしん相談センター委託法人：社会福祉法人2法人 【財源内訳】 国38.5% 県19.25% 市19.25% 1号保険料23.0%						

(単位:千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への	不用額
		国庫支出金	地方債	繰入金	事業収入	繰越額	
171,122	171,116	98,818	0	39,359	32,939	0	6
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
地域包括支援センター運営協議会運営				○国庫支出金			
報酬（委員10人）				89	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）（38.5/100）		65,879
地域包括支援センター設置運営				○県支出金			
委託料（地域包括支援センター：6圏域）				169,107	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）（19.25/100）		32,939
委託料（あんしん相談センター：2地区）				1,920			
事業に関する内部評価							
事業の必要性	8点	市民満足度	5点	他自治体との比較		6点	
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・事業の必要性は、地域包括支援センターについては、適正に設置・運営委託を行っており、また、センター長職には、各種委員の委嘱があることから、組織の重要性も鑑みて8点とした。 ・市民満足度については、高齢者の増加に伴い市民からの相談件数も増え続けていることから5点とした。（相談対応実績）R7:21,028件、R6:20,458件、R5:16,707件 ・他自体との比較については、本市は公募を行い、適正に運営委託を行っているが、他自体では運営委託できず直営または社会福祉協議会への委託していることを鑑み6点とした。 ・過去3年間の地域包括支援センターでの相談受付件数が、令和5年度：27,351件、令和6年度：32,818件、令和7年度：35,012件と推移しており、増加傾向にある。これは、地域における地域包括支援センターの認知度が上がってきたことや、高齢者の増加により認知症・介護に対する悩みを抱えている人が増加したことが考えられる。また、令和6年度以降の地域包括支援センターの運営においては、センター職員の業務負担軽減と体制強化を図るために、人員基準や委託料の見直しを行っている。 ・今後も地域包括支援センターの認知度向上に向けた周知に努めるとともに、担う役割を十分に果たせるよう、職員における相談及び困難事例への対応力向上のため、研修を実施するなど引き続き体制の強化を図る。						

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業 ID	213434	会 計 区 分		介護保険特別会計	
				款項目コード		03 - 02 - 02	
				担 当 課 名		高齢者支援課	
事 業 名	生活支援事業		豪雨	企業	分		高齢者
					受 益 者		高齢者
					実 施 地 域		市内全域
事業の概要	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した日常生活を継続させるための支援を行う。 ①成年後見制度利用支援事業：低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立て費用等を助成 ②安心相談確保事業：ひとり暮らしの高齢者に緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や定期的な安否確認を実施 ③食の自立支援事業：食事の準備や調理が困難な高齢者に対し、食事の配達と安否確認を実施 ④住宅改修支援事業：住宅改修費支給の申請に係る必要な書類を作成した場合の経費に対して助成 【財源内訳】 国38.5% 県19.25% 市19.25% 1号保険料23%						

(単位:千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
30,415	28,064	16,206	0	6,456	5,402	0	2,351
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
成年後見制度利用支援事業				○国庫支出金			
市町村申立手数料（申立件数：21件）				275		地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）（38.5/100）10,804	
成年後見人等報酬助成（助成件数：27件）				5,337		○県支出金	
安心相談確保事業						地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）（19.25/100）5,402	
委託料（設置数：311台）				5,453			
食の自立支援事業							
委託料（配食数：48,370食）				16,993			
住宅改修支援事業							
補助金（実績数：0件）							
住宅改修支援事業（介護保険課分）				6			
事業に関する内部評価							
事業の必要性	6点	市民満足度	5点	他自治体との比較	7点		
今後の方向性	5	1 不要（廃止）2 完了（終了）3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)					
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	・事業の必要性について、成年後見に関する市長申し立て件数は年々微増しており、また、安心相談確保事業は緊急通報装置分野でICTを活用した機器設置に向け取組を進めている。さらに、食の自立支援事業は、年々利用者数が増加していることもあり、このような理由から6点とした。 ・市民満足度については、成年後見制度における市長申し立て件数は年々微増、食の自立支援事業も年々増加、安心相談確保事業はIT技術を活用し見守り体制の構築を目指す先進的な取り組みであるため5点とした。 ・他自治体との比較については、成年後見制度利用支援事業において、近隣自治体が事業展開していない「市民後見人養成講座」を行っており、1期生・2期生の修了者22名を輩出していることもあり7点とした。 ・成年後見制度利用支援事業（報酬助成）は、過去3年間の利用者が令和5年度：24件、令和6年度：26件、令和7年度：27件と推移している。令和3年度に八代市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度の利用促進に向けた取組を実施しているもので、今後も権利擁護のため関係団体と連携し実施する。また、民法等改正法において、後見及び保佐制度を廃止し補助を一元化することや遺言制度の取扱い改正にも対応していく。 ・安心相談確保事業は、過去3年間の緊急通報装置設置台数が、令和5年度：340台、令和6年度：331台、令和7年度：311台と推移し減少傾向にある。これは携帯電話の普及等によるものと考えられる。また、食の自立支援事業は、過去3年間の延べ配食数が令和5年度：44,486食、令和6年度：44,514食、令和7年度：48,370食と推移し、利用数は増加傾向にある。これは、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の増加並びに民生委員等の支援者に周知を図ったことによるものと考えられる。今後も、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、生活支援事業における各種事業の周知に努め、必要な福祉サービスに繋がるように支援していく。						

ケーブルテレビ事業

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
1 財 産 収 入	598	599	1 ケーブルテレビ事業費	249,872	145,889
2 繰 入 金	41,501	46,507	2 公 債 費	11,776	11,776
3 繰 越 金	1	0			
4 諸 収 入	29,148	1,434			
5 市 債	190,400	109,900			
合 計	261,648	(A) 158,440	合 計	261,648	(B) 157,665
歳入歳出差引額 (A)-(B)=			775 千円		
翌年度へ繰り越すべき財源			775 千円		
実質収支額			0 千円		

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	161201
会計区分		ケーブルテレビ事業特別会計	
款項目コード		01 - 01 - 02	
担当課名		デジタル推進課	

事業名	ケーブルテレビ維持管理事業	豪雨	企業	分野	デジタル化
				受益者	その他
				実施地域	坂本 東陽 泉
事業の概要	各ケーブルテレビセンター（坂本、東陽、泉）の設備及び各センターから加入世帯への伝送路設備の保守管理、各種システムの運用、災害時等における設備・機器の修繕などを行う。ケーブルテレビの運営については指定管理者制度を導入し、テレビやつしろ株式会社が受託しており、市は指定管理者に対する監督及び評価、伝送路設備及び各センター機器修繕を行う。ケーブルテレビ事業は、令和6年度から令和8年度にかけて光ファイバー網を利用した民間放送事業者によるテレビ放送サービスに移行するため、移行が完了した地域から順次、ケーブルテレビ伝送路等の撤去を行う。				

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への	不用額	
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入	繰越額		
220,659	140,422	0	109,900	29,923	599	21,175	59,062	
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>				
修繕料（東陽ケーブルテレビセンター自家発電設備蓄電池交換）		130		○地方債				
修繕料（東陽、泉ケーブルセンター自主放送機器修繕工事）		1,293		ケーブルテレビ伝送路等設備撤去事業				109,900
修繕料（泉ケーブルテレビセンターヘッドエンドUPS修繕）		231						
修繕料（泉町柿迫糸原地区における伝送路等撤去工事）		434						
通信料（泉町糸原地区における自主放送番組復旧に伴う光回線通信料）		93						
委託料（ケーブルテレビ指定管理者委託料）		24,950						
補償金（八代市ケーブルテレビの管理運営に係る人件費補償）		145						
工事請負費（坂本地区CATV伝送路撤去工事1・2期） （繰越明許費）21,175		113,146						
事業に関する内部評価								
事業の必要性	10点	市民満足度	8点	他自治体との比較		5点		
今後の方向性	3	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施(規模縮小) 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)						
内部評価の理由、改革改善の取り組み等	令和8年度末までに、ケーブルテレビから光ファイバー網を利用した民間放送事業者（指定管理者）によるテレビ放送サービスへの移行を推進するとともに、不要となったケーブルテレビの伝送路などの撤去作業も並行して実施する。また、移行が完了するまでは、市がケーブルテレビの施設と機器を適切に維持管理し、安定したサービスの提供に努める。なお、指定管理者による施設の維持管理及び運営は適切に実施され、安定したサービスを提供しているものの、災害等の影響により光ファイバー網を利用したテレビ放送サービスへの移行切換えや伝送路の撤去工事等に遅れが生じていることから、関係機関等と連携し、工程管理を徹底しながら計画的に事業を推進する。事業の必要性については、利用者のテレビ視聴環境を維持し安定提供を図る必要があることから10点とした。市民満足度については、指定管理者からの毎月の業務報告書において、利用者からの問い合わせや要望等に対し迅速に対応されていることが確認できるため8点とし、他自治体との比較についても、本市独自の事業であることから5点とした。							

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	1041368
会計区分		ケーブルテレビ事業特別会計	
款項目コード		01 - 01 - 03	
担当課名		デジタル推進課	

事業名	ケーブルテレビ施設整備事業（豪雨災害）	豪雨	企業	分野	デジタル化
				受益者	その他
				実施地域	坂本
事業の概要	令和2年7月豪雨災害の復旧工事として、国・県が実施する坂本地域における宅地や道路の嵩上等に伴い、九州電力やNTTの電柱の移設が生じることから、当該電柱に共架しているケーブルテレビの伝送路についても張替えを行う。				

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入	繰越額	
29,148	5,410	0	0	3,976	1,434	0	23,738
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
坂本町荒瀬地区嵩上げ事業に伴う伝送路移設工事				3,917			
坂本町荒瀬地区（道の駅前下流側）嵩上げ事業に伴う移設工事				1,493			

診療所

(単位：千円)

歳入			歳出		
科目	予算額	決算額	科目	予算額	決算額
1. 診療所事業収入	25,515	19,348	1. 総務費	94,640	83,268
(1) 保険収入	21,210	15,903	(1) 一般管理費	78,444	71,672
(2) 一部負担金収入	3,540	2,822	(2) 医療費	16,196	11,596
(3) その他診療収入	765	623	2. 公債費	937	925
2. 使用料及び手数料	546	600			
(1) 使用料	135	135			
(2) 手数料	411	465			
3. 県支出金	11,817	23,139			
4. 繰入金	38,279	34,287			
5. 繰越金	1	0			
6. 諸収入	1,019	19			
7. 市債	18,400	6,800			
合 計	95,577	(A) 84,193	合 計	95,577	(B) 84,193
歳入歳出差引額			(A) - (B) = 0 千円		
翌年度へ繰り越すべき財源			0 千円		
実質収支額			0 千円		

事業年度	令和7年度	事業ID	813101
------	-------	------	--------

会 計 区 分	診療所特別会計
款項目コード	01 - 01 - 01
担 当 課 名	健康福祉政策課

事業名	診療所一般管理事業	薬師	企業	分野	医療・介護							
				受益者	全市民							
				実施地域	坂本 泉							
事業の概要	坂本町及び泉町の住民が適切な医療を受けられるよう坂本診療所や椎原診療所、下岳診療所及び泉歯科診療所を運営し、安定的な医療の提供を行う。 また椎原診療所では受診する患者を専用車で送迎する。											
	<診療日> <table><tr><td>坂本診療所：火・木曜日（祝日、12/29～1/3を除く）</td><td>・受診者数 34人（令和8年3月開設）</td></tr><tr><td>椎原診療所：火～木曜日（同上）</td><td>・受診者数 879人</td></tr><tr><td>下岳診療所：火・金曜日（同上）</td><td>・受診者数 1,396人</td></tr><tr><td>歯科診療所：土曜日（同上）</td><td>・受診者数 17人</td></tr></table>					坂本診療所：火・木曜日（祝日、12/29～1/3を除く）	・受診者数 34人（令和8年3月開設）	椎原診療所：火～木曜日（同上）	・受診者数 879人	下岳診療所：火・金曜日（同上）	・受診者数 1,396人	歯科診療所：土曜日（同上）
坂本診療所：火・木曜日（祝日、12/29～1/3を除く）	・受診者数 34人（令和8年3月開設）											
椎原診療所：火～木曜日（同上）	・受診者数 879人											
下岳診療所：火・金曜日（同上）	・受診者数 1,396人											
歯科診療所：土曜日（同上）	・受診者数 17人											

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
78,048	71,281	22,493	6,800	32,384	9,604	0	6,767

<令和7年度事業内容>		<財源内訳>	
【椎原診療所】 31,279		○県支出金	
委託料（医師派遣委託・医師送迎委託等）	20,933	へき地診療所運営費補助金（2/3）	14,375
会計年度任用職員給与等（看護師1人）	3,549	へき地患者輸送車運行支援事業補助金（1/2）	288
会計年度任用職員共済費（看護師1人）	604	診療所の承継・開業支援事業費補助金（2/3）	2,368
等		診療所の承継・開業支援事業費補助金（1/2）	5,462
【下岳診療所】 20,358		※決算額との差額248千円は令和8年度に返還予定	
委託料（診療業務委託・医療事務システム保守業務委託等）	18,726		
修繕料（浄化槽修繕・給湯器取替等）	557	○地方債	
使用料及び賃借料	362	椎原診療所一般管理事業	1,700
等		坂本診療所一般管理事業	5,100
【歯科診療所】 2,472			
委託料（診療業務委託）	2,391		
通信運搬費	55		
等			
【坂本診療所】 17,172			
備品購入費（医療機器等）	15,355		
委託料（診療業務委託等）	1,334		
等			

事業の必要性	10点	市民満足度	8点	他自治体との比較	5点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施（規模縮小） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）			

事業年度	令和7年度	事業 ID	813103	会 計 区 分	診療所特別会計
				款項目コード	01 - 01 - 02
				担 当 課 名	健康福祉政策課

事業名	診療所医療事業	豪雨	企業	分野	医療・介護
				受益者	全市民
				実施地域	坂本 泉
事業の概要	坂本診療所、椎原診療所、下岳診療所及び泉歯科診療所の機器では対応できない検査の委託等を行うとともに、患者へ提供する医薬品や診療所で使用する医薬材料の購入等を行う。				

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への繰越額	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入		
16,196	11,596	398	0	838	10,360	0	4,600

[illegible]

事業の必要性	10点	市民満足度	8点	他自治体との比較	5点
今後の方向性	5	1 不要（廃止） 2 完了（終了） 3 民間実施 4 市による実施（規模縮小） 5 市による実施（現行どおり） 6 市による実施（規模拡充）			

久連子財産区

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
1 財 産 収 入	8	7	1 総 務 費	154	72
(1) 利子及び配当金	7	7	2 予 備 費	100	0
(2) 不動産売払収入	1	0			
2 基 金 繰 入 金	246	65			
合 計	254	(A) 72	合 計	254	(B) 72
歳入歳出差引額 (A) - (B) =			0千円		
翌年度へ繰り越すべき財源			0千円		
実質収支額			0千円		

事務事業評価票

事業年度	令和7年度	事業ID	941201	会計区分	久連子財産区特別会計		
				款項目コード	01	-	01 - 01
				担当課名	水産林務課		

事業名	久連子財産区一般管理事業	業種	企業	分野	林業
				受益者	全市民
				実施地域	泉
事業の概要	久連子財産区所有財産管理のため管理会を開催し、財産の適正な管理運営を行う。 管理会委員報酬・林分調査等報奨金・施設電気料・施設修繕費・基金積立金				

(単位 千円)

令和7年度予算	令和7年度決算	左の財源				翌年度への	不用額
		国県支出金	地方債	繰入金	事業収入	繰越額	
154	72	0	0	65	7	0	82
<令和7年度事業内容>				<財源内訳>			
財産区管理会開催時委員報酬（6人）			36	○その他特定財源			
施設電気料（民舞伝習館、防犯灯14基）			29	久連子財産区基金繰入金			65
積立金			7				
</							

椎原財産区

(単位：千円)

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	決 算 額	科 目	予 算 額	決 算 額
1 財 産 収 入	10	9	1 総 務 費	138	108
(1) 利子及び配当金	9	9	2 予 備 費	100	0
(2) 不動産売払収入	1	0			
2 基 金 繰 入 金	228	99			
合 計	238	(A) 108	合 計	238	(B) 108
歳入歳出差引額 (A) - (B) =			0千円		
翌年度へ繰り越すべき財源			0千円		
実質収支額			0千円		

-177-

-177-